

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

上場申請会社
株式会社ピククルスホールディングス

提出会社
株式会社ピククルスコーポレーション

目 次

頁

【表紙】

第一部 【組織再編に関する情報】	1
第1 【組織再編編成の概要】	1
1 【組織再編成の目的等】	1
2 【組織再編成の当時会社の概要】	5
3 【組織再編成に係る契約等】	6
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	64
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	64
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	64
7 【組織再編成に係る手続】	65
第2 【統合財務情報】	67
第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	68
第二部 【企業情報】	69
第1 【企業の概況】	69
1 【主要な経営指標等の推移】	69
2 【沿革】	69
3 【事業の内容】	69
4 【関係会社の状況】	71
5 【従業員の状況】	71
第2 【事業の状況】	72
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	72
2 【事業等のリスク】	72
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	75
4 【経営上の重要な契約等】	75
5 【研究開発活動】	75
第3 【設備の状況】	76
1 【設備投資等の概要】	76
2 【主要な設備の状況】	76
3 【設備の新設、除却等の計画】	76
第4 【上場申請会社の状況】	77
1 【株式等の状況】	77
2 【自己株式の取得等の状況】	88
3 【配当政策】	88
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	88
第5 【経理の状況】	100
第6 【上場申請会社の株式事務の概要】	101
第7 【上場申請会社の参考情報】	102
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	102
2 【その他の参考情報】	102
第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】	103

第四部 【上場申請会社の特別情報】	104
第1 【上場申請会社の最近の財務諸表】	104
1 【貸借対照表】	104
2 【損益計算書】	104
3 【株主資本等変動計算書】	104
4 【キャッシュ・フロー計算書】	104
第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	104

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)

上場申請会社である株式会社ピクルスホールディングス（以下、「当社」又は「上場申請会社」という。）は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）により、2022年9月1日に設立登記の申請を行う予定であります。

（注）本報告書提出日2022年8月1日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定である2022年9月1日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込である旨の表現は使用しておりません。

（上場申請会社）

【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年8月1日
【会社名】	株式会社ピクルスホールディングス
【英訳名】	PICKLES HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 影山 直司
【本店の所在の場所】	埼玉県所沢市東住吉7番8号
【電話番号】	下記の株式会社ピクルスコーポレーションの連絡先をご参照願います。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】	株式会社ピクルスコーポレーション
【英訳名】	PICKLES CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 影山 直司
【本店の所在の場所】	埼玉県所沢市東住吉7番8号
【電話番号】	04(2925)7700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務部長 三品 徹
【最寄りの連絡場所】	埼玉県所沢市東住吉7番8号
【電話番号】	04(2925)7700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務部長 三品 徹

第一部 【組織再編成に関する情報】

第 1 【組織再編成の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 本株式移転の目的及び理由

ピクルスコーポレーションは、1977 年の会社設立以来、漬漬、キムチを主力製品として、多くの皆様に愛される商品づくりを展開してまいりました。そして、ご飯がススムキムチなどの長年にわたり消費者の皆様からご支持いただける商品をラインナップに揃え、更に、惣菜製品も展開してまいりました。

近年は、既存事業に加え、ピクルスコーポレーション独自の乳酸菌 Pnc-12（ピーネ 12）を活用するなど健康志向に応えた商品及び本格漬物を販売する E C 事業、外食・小売事業並びに農業事業などの新規事業も展開しております。

このような事業環境の中、ピクルスコーポレーショングループが持株会社体制へ移行する目的は、第一に、M&A や新規事業を含むグループ経営の戦略立案機能を強化し、グループ内における経営資源の配分を最適化することです。第二に、監督機能と執行機能を分離することで、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化するとともに、各事業会社における意思決定を迅速に行える体制を整え、スピード感をもって時代の変化に対応しグループ競争力の強化を図ることです。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社ピクルスホールディングス (英文表示：PICKLES HOLDINGS CO., LTD.)		
(2) 事業内容	グループ会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等		
(3) 本店所在地	埼玉県所沢市東住吉 7 番 8 号		
(4) 代表者及び役員の就任 予定	代表取締役	宮本 雅弘	現 ピクルスコーポレーション代表取締役会長
	代表取締役	影山 直司	現 ピクルスコーポレーション代表取締役社長
	取締役	蓼沼 茂	現 ピクルスコーポレーション専務取締役総務部長
	取締役	三品 徹	現 ピクルスコーポレーション常務取締役経理財務部長
	取締役	宮腰 建一郎	現 ピクルスコーポレーション取締役商品開発部長
	取締役	萩野 頼子	現 ピクルスコーポレーション取締役
	取締役	田中 徳兵衛	現 ピクルスコーポレーション取締役
	取締役	土居 鋭一	現 ピクルスコーポレーション取締役
	常勤監査役	西 渉	現 ピクルスコーポレーション常勤監査役
	監査役	村木 徹	現 ピクルスコーポレーション監査役
	監査役	神崎 幸雄	現 ピクルスコーポレーション監査役
	監査役	小高 正裕	現 ピクルスコーポレーション監査役
(5) 資本金	100百万円		
(6) 純資産（連結）	未定		

(7) 総資産（連結）	未定
(8) 決算期	2月末日

- (注) 1 取締役萩野頼子、田中徳兵衛及び土居鋭一は、社外取締役であります。
2 監査役村木徹、神崎幸雄及び小高正裕は、社外監査役であります。

② 上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とピックルスコーポレーションの状況は以下のとおりであります。

ピックルスコーポレーションは、2022年5月26日に開催された定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2022年9月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) ㈱ピックルスコーポレーション	埼玉県所沢市	766	浅漬製造	100.00	未定	未定	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 資本金は最近事業年度末時点（2022年2月28日現在）のものであります。
2 ピックルスコーポレーションは有価証券報告書を提出しております。
3 ピックルスコーポレーションは特定子会社に該当する予定であります。
4 ピックルスコーポレーションは本株式移転に伴う当社設立日（2022年9月1日）をもって当社の株式移転完全子会社となり2022年8月30日をもって上場廃止となる予定であります。

本株式移転に伴う当社設立後、ピックルスコーポレーションは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの2022年2月28日時点の関係会社の状況は、次のとおりであります。

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有〔被所有〕割合 (%)	関係内容
株式会社ピックルスコーポレーション札幌	北海道札幌市白石区	60	浅漬製造	100	ピックルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピックルスコーポレーションへの漬物等の販売を行っております。 ピックルスコーポレーションより資金の貸付を受けております。 ピックルスコーポレーションより工場の土地、建物等の貸与を受けております。 役員の兼任有り。 (4人)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 〔被所有〕割合 (%)	関係内容
株式会社ピックルス コーポレーション関西 (注) 2	京都府 乙訓郡 大山崎町	20	同上	100	ピックルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピックルスコーポレーションへの漬物等の販売を行っております。 ピックルスコーポレーションより工場の土地の貸与を受けております。 役員の兼任有り。 (4人)
株式会社ピックルス コーポレーション西日本	佐賀県 三養基郡 みやき町	50	同上	100	ピックルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピックルスコーポレーションへの漬物等の販売を行っております。 ピックルスコーポレーションより工場の建物等の貸与を受けております。 役員の兼任有り。 (4人)
株式会社八幡屋	埼玉県 所沢市	40	漬物製造	100	ピックルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピックルスコーポレーションへの漬物等の販売を行っております。 ピックルスコーポレーションより工場の土地、建物等の貸与を受けております。 役員の兼任有り。 (5人)
株式会社尾花沢食品	山形県 尾花沢市	50	漬物製造	100	ピックルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピックルスコーポレーションへの漬物等の販売を行っております。 ピックルスコーポレーションより資金の貸付を受けております。 役員の兼任有り。 (4人)
株式会社フードレーベル	埼玉県 所沢市	55	漬物等開発・仕入	100	ピックルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピックルスコーポレーションより資金の貸付を受けております。 役員の兼任有り。 (5人)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 〔被所有〕割合 (%)	関係内容
株式会社フードレーベルセールス	埼玉県 所沢市	20	漬物等販売	100 (100)	ピククルスコーポレーションへの漬物等の販売を行っております。 役員の兼任有り。 (3人)
東都食品株式会社	茨城県 常総市	10	漬物製造	100 (100)	役員の兼任有り。 (4人)
株式会社手柄食品	兵庫県 姫路市	60	浅漬製造	100	ピククルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピククルスコーポレーションへの漬物等の販売を行っております。 ピククルスコーポレーションより資金の貸付を受けております。 役員の兼任有り。 (4人)
株式会社ピーネコーポレーション	埼玉県 入間郡 三芳町	10	食料品製造	100	ピククルスコーポレーションから原材料の仕入を行っております。 ピククルスコーポレーションへの食料品の販売を行っております。 ピククルスコーポレーションより資金の貸付を受けております。 ピククルスコーポレーションより工場の土地、建物等の貸与を受けております。
株式会社OH	埼玉県 飯能市	50	外食及び小売	100	ピククルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピククルスコーポレーションへの食料品の販売を行っております。 ピククルスコーポレーションより資金の貸付を受けております。 ピククルスコーポレーションより店舗の建物等の貸与を受けております。 役員の兼任有り。 (1人)
その他6社 (注) 4	—	—	—	—	—

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 〔被所有〕割合 (%)	関係内容
株式会社デイリー開発福島	福島県 伊達郡 桑折町	40	浅漬製造	35	ピックルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピックルスコーポレーションへの漬物等の販売を行っております。 役員の兼任有り。 (3人)
株式会社セキグチデイリー	群馬県 館林市	40	同上	35	ピックルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピックルスコーポレーションへの漬物等の販売を行っております。 役員の兼任有り。 (3人)
株式会社ピックルスコーポレーション長野	長野県 塩尻市	20	同上	35	ピックルスコーポレーションから漬物等の仕入を行っております。 ピックルスコーポレーションへの漬物等の販売を行っております。 役員の兼任有り。 (3人)

(注) 1 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の(内書)は間接所有であります。

2 (株)ピックルスコーポレーション関係については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	①	売上高	6,499	百万円
	②	経常利益	385	
	③	当期純利益	246	
	④	純資産額	1,015	
	⑤	総資産額	1,828	

3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 その他の会社につきましては、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため記載を省略しております。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、ピックルスコーポレーションは当社の完全子会社になる予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

② 役員の兼任関係

当社の取締役は、関係会社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションと関係会社の取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約等】

1. 株式移転計画の内容の概要

ピックルスコーポレーションは、同社の定時株主総会による承認を条件として、2022年9月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ピックルスコーポレーションを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2022年4月13日開催のピックルスコーポレーションの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるピックルスコーポレーションの株主に対し、その保有するピックルスコーポレーションの普通株式1株につき、当社の普通株式1株を割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2022年5月26日に開催されたピックルスコーポレーションの定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2. 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書（写）」とおりです。

株 式 移 転 計 画 書 (写)

株式会社ピクルスコーポレーション（以下「当会社」という。）は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条 （新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「株式会社ピクルスホールディングス」とし、英文では「PICKLES HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は、埼玉県所沢市とし、本店の所在場所は、埼玉県所沢市東住吉7番8号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第2条 （新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役	宮 本 雅 弘
取締役	影 山 直 司
取締役	蓼 沼 茂
取締役	三 品 徹
取締役	宮 腰 建一郎
取締役	萩 野 頼 子
取締役	田 中 徳兵衛
取締役	土 居 鋭 一
2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役	西 渉
監査役	村 木 徹
監査役	神 崎 幸 雄
監査役	小 高 正 裕
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
監査法人 日本橋事務所

第3条 （本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の当会社の株主名簿に記載又は記録された当会社の株主（以下「割当対象株主」という。）に対し、その保有する当会社の普通株式の総数と同数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、割当対象株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条 (新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100,000,000円
- (2) 資本準備金の額
25,000,000円
- (3) 利益準備金の額
0円

第5条 (本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際し、基準時における当会社の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の①から⑦までの第1欄に掲げる当会社の各新株予約権の新株予約権者（以下「割当対象新株予約権者①乃至⑦」という。）に対し、それぞれの保有する当会社の各新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

また、新会社は、本株式移転に際し、基準時における当会社の新株予約権原簿に記載又は記録された、当会社が発行を予定する以下の表の第1欄の⑧に掲げる新株予約権の新株予約権者（以下、「割当対象新株予約権者①乃至⑦」と総称して「割当対象新株予約権者」という。）に対し、それぞれの保有する当会社の各新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、以下の表の第2欄の⑧に掲げる新会社の新株予約権を交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社ピクルスコーポレーション 第1回新株予約権	別紙2	株式会社ピクルスホールディングス 第1回新株予約権	別紙3
②	株式会社ピクルスコーポレーション 第2回新株予約権	別紙4	株式会社ピクルスホールディングス 第2回新株予約権	別紙5
③	株式会社ピクルスコーポレーション 第3回新株予約権	別紙6	株式会社ピクルスホールディングス 第3回新株予約権	別紙7
④	株式会社ピクルスコーポレーション 第4回新株予約権	別紙8	株式会社ピクルスホールディングス 第4回新株予約権	別紙9
⑤	株式会社ピクルスコーポレーション 第5回新株予約権	別紙10	株式会社ピクルスホールディングス 第5回新株予約権	別紙11
⑥	株式会社ピクルスコーポレーション 第6回新株予約権	別紙12	株式会社ピクルスホールディングス 第6回新株予約権	別紙13
⑦	株式会社ピクルスコーポレーション 第7回新株予約権	別紙14	株式会社ピクルスホールディングス 第7回新株予約権	別紙15
⑧	株式会社ピクルスコーポレーション 第8回新株予約権	別紙16	株式会社ピクルスホールディングス 第8回新株予約権	別紙17

(注) 「株式会社ピクルスコーポレーション 第8回新株予約権」は本計画承認日現在未発行であり、2022年7月20日を各新株予約権と引換えにする金銭の払込期日とし、同日に発行を予定している。

2. 新会社は、本株式移転に際し、割当対象新株予約権者に対し、その所有する前項の表の①から⑧までの第1欄に掲げる当会社の各新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第6条 (新会社の成立の日)

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2022年9月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条 (株式移転計画承認株主総会)

当社は、2022年5月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、当社は、株式移転手続の進行上の必要性その他の事由により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第8条 (株式上場、株主名簿管理人)

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条 (自己株式の消却)

当社は、新会社の成立の日の前日までに開催される当社の取締役会の決議により、当社が基準時において所有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

第10条 (本計画の効力)

本計画は、(i)第7条に定める当社の株主総会において本計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)本株式移転につき必要な関係当局等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第11条 (株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により当社の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当社は、当社の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第12条 (協議事項)

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、これを決定する。

2022年4月13日

埼玉県所沢市東住吉7番8号
株式会社ピククルスコーポレーション
代表取締役 宮本 雅弘 ㊞

株式会社ピクルスホールディングス定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ピクルスホールディングスと称し、英文では、PICKLES HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該事業体の事業活動を支配・管理すること、およびこれに関連または付帯する一切の事業を営むことを目的とする。

- （1）漬物、惣菜その他の食料品の製造及び販売
- （2）食品添加物の製造及び販売
- （3）調味料の製造及び販売
- （4）菓子、飲料の製造及び販売
- （5）農産物の生産、仕入、加工及び販売
- （6）水産物の仕入、加工及び販売
- （7）前各号に掲げる製品及びこれらの原材料の輸出入及び販売
- （8）地方卸売市場の開設及び管理運営
- （9）飲食店の経営及び指導
- （10）前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県所沢市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第40条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2023年2月28日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

第2条 第26条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の総額は、年額250百万円以内とする。

2. 第35条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬等の総額は、年額60百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

株式会社ピックルスコーポレーション 第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピックルスコーポレーション 2015年第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2015年7月18日から2045年7月17日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額 新株予約権 1 個当たり 102,500 円

12. 新株予約権を割り当てる日 2015 年 7 月 17 日

株式会社ピクルスホールディングス 第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクルスホールディングス 2022年第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年9月1日から2045年7月17日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日 2022 年 9 月 1 日

株式会社ピックルスコーポレーション 第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピックルスコーポレーション 2016年第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2016年7月23日から2046年7月22日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額 新株予約権 1 個当たり 122,300 円

12. 新株予約権を割り当てる日 2016 年 7 月 22 日

株式会社ピクルスホールディングス 第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクルスホールディングス 2022年第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年9月1日から2046年7月22日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日 2022 年 9 月 1 日

株式会社ピックルスコーポレーション 第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピックルスコーポレーション 2017年第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2017年7月22日から2047年7月21日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額 新株予約権 1 個当たり 142,100 円

12. 新株予約権を割り当てる日 2017 年 7 月 21 日

株式会社ピクルスホールディングス 第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクルスホールディングス 2022年第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年9月1日から2047年7月21日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日 2022 年 9 月 1 日

株式会社ピックルスコーポレーション 第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピックルスコーポレーション 2018年第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2018年7月20日から2048年7月19日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額 新株予約権 1 個当たり 187,700 円

12. 新株予約権を割り当てる日 2018 年 7 月 19 日

株式会社ピクルスホールディングス 第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクルスホールディングス 2022年第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年9月1日から2048年7月19日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日 2022 年 9 月 1 日

株式会社ピックルスコーポレーション 第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピックルスコーポレーション 2019年第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2019年7月19日から2049年7月18日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額 新株予約権 1 個当たり 186,400 円

12. 新株予約権を割り当てる日 2019 年 7 月 18 日

株式会社ピクルスホールディングス 第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクルスホールディングス 2022年第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年9月1日から2049年7月18日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日 2022 年 9 月 1 日

株式会社ピックルスコーポレーション 第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピックルスコーポレーション 2020年第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2020年7月23日から2050年7月22日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額 新株予約権 1 個当たり 237,700 円

12. 新株予約権を割り当てる日 2020 年 7 月 22 日

株式会社ピックルスホールディングス 第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピックルスホールディングス 2022年第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年9月1日から2050年7月22日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日 2022 年 9 月 1 日

株式会社ピックルスコーポレーション 第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピックルスコーポレーション 2021年第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021年7月22日から2051年7月21日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額 新株予約権 1 個当たり 317,000 円

12. 新株予約権を割り当てる日 2021 年 7 月 21 日

株式会社ピクルスホールディングス 第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクルスホールディングス 2022年第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年9月1日から2051年7月21日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日 2022 年 9 月 1 日

株式会社ピックルスコーポレーション 第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピックルスコーポレーション 2022年第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年7月21日から2052年7月20日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とする。

12. 新株予約権を割り当てる日 2022年7月20日

株式会社ピックルスホールディングス 第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ピックルスホールディングス 2022年第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年9月1日から2052年7月20日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日 2022 年 9 月 1 日

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	株式会社ピクルスホールディングス (完全親会社・当社)	株式会社ピクルスコーポレーション (完全子会社)
株式移転比率	1	1

- (注) 1 本株式移転に伴い、ピクルスコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は100株といたします。
- 2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定): 普通株式12,858,430株
上記株式数は、2022年2月28日時点におけるピクルスコーポレーションの発行済株式総数12,859,200株に基づいて算出しております。その他、本株式移転の効力発生に先立ち、ピクルスコーポレーションの発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する新株数は変動することがあります。なお、ピクルスコーポレーションが保有したまたは今後新たに取得する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち、実務上消却が可能な範囲の株式については、本株式移転の効力発生に先立ち消却することを予定しているため、ピクルスコーポレーションが2月28日時点において保有する自己株式770株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 3 単元未満株式の取扱い
本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受けるピクルスコーポレーションの株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、ピクルスコーポレーション単独の株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、株式移転時のピクルスコーポレーションの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様は不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有するピクルスコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てることといたします。

なお、上記理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

3. 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ピクルスコーポレーションが発行している新株予約権については、当社は、ピクルスコーポレーションの新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて同等の当社の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。

なお、ピクルスコーポレーションは、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

ピクルスコーポレーションの株主が、その保有するピクルスコーポレーションの普通株式につき、ピクルスコーポレーションに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年5月26日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をピクルスコーポレーションに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ピクルスコーポレーションが、上記定時株主総会の決議の日(2022年5月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

ピックルスコーポレーションの株主による議決権の行使の方法としては、2022年5月26日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、ピックルスコーポレーションの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、ピックルスコーポレーションに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ピックルスコーポレーションに2022年5月25日午後6時00分までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト <https://www.web54.net> にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、2022年5月25日午後6時00分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、2022年5月23日までに、ピックルスコーポレーションに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、ピックルスコーポレーションは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時におけるピックルスコーポレーションの株主に割り当てられます。ピックルスコーポレーションの株主は、自己のピックルスコーポレーションの普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、ピックルスコーポレーションが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1号第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限りです。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

また、ピックルスコーポレーションは、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

(2) 当該組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される新株予約権は、基準時におけるピックルスコーポレーションの新株予約権者原簿に記載又は記録されたピックルスコーポレーションの新株予約権者に割り当てられます。新株予約権者は、当社の新株予約権原簿に記載又は記録されることにより、当社の新株予約権を受け取ることができます。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ピックルスコーポレーションは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項を記載した書面、③ピックルスコーポレーションの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ピックルスコーポレーションの本店において2022年5月10日よりそれぞれ備え置いております。

①は、2022年4月13日開催のピックルスコーポレーションの取締役会において承認された株式移転計画です。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③は、ピックルスコーポレーションの最終事業年度末

日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、ピクルスコーポレーションの営業時間内にピクルスコーポレーションの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①から③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2022年2月28日(月)
株式移転計画承認取締役会	2022年4月13日(水)
株式移転計画承認定時株主総会	2022年5月26日(木)
ピクルスコーポレーション株式上場廃止日	2022年8月30日(火)(予定)
当社設立登記日(株式移転効力発生日)	2022年9月1日(木)(予定)
当社株式上場日	2022年9月1日(木)(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 普通株式について

ピクルスコーポレーションの株主が、その所有するピクルスコーポレーションの普通株式につき、ピクルスコーポレーションに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年5月26日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をピクルスコーポレーションに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ピクルスコーポレーションが、上記定時株主総会の決議の日(2022年5月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

本株式移転に際して、ピクルスコーポレーションが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1号第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限りません。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

第2 【統合財務情報】

1. 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

2. 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成の対象会社の連結経営指標は当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

3. 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの最近連結会計年度の主要な経営指標等については、以下のとおりであります。

ピックルスコーポレーションの主要な経営指標等の推移
連結経営指標等の推移

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月
売上高 (百万円)	37,616	40,670	41,417	46,020	45,006
経常利益 (百万円)	1,233	1,561	1,973	2,829	3,068
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	872	920	1,290	1,832	2,128
包括利益 (百万円)	883	907	1,253	1,856	2,164
純資産額 (百万円)	11,129	11,904	13,016	14,728	16,757
総資産額 (百万円)	21,123	22,132	24,271	25,949	26,091
1株当たり純資産額 (円)	866.53	924.94	1,008.90	1,137.69	1,288.57
1株当たり当期純利益 (円)	72.40	71.94	100.83	142.96	165.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	72.01	71.42	99.79	141.66	163.64
自己資本比率 (%)	52.5	53.5	53.2	56.4	63.5
自己資本利益率 (%)	8.6	8.0	10.4	13.3	13.7
株価収益率 (倍)	12.69	13.23	10.51	11.80	9.12
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,685	1,577	2,303	3,047	3,521
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△933	△2,630	△1,777	△1,312	△712
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	241	81	△52	△607	△1,212
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,806	2,835	3,309	4,437	6,034
従業員数 (人)	377	399	418	438	454
(外、平均臨時雇用者数)	(775)	(910)	(993)	(1,065)	(1,136)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第44期の期首から適用しており、第43期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3 2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を計算しております。

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2 【沿革】

2022年4月13日	ピックルスコーポレーションの取締役会において、株主総会の承認を得られることを前提として、本株式移転による当社の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議いたしました。
2022年5月26日	ピックルスコーポレーションは、同社の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ピックルスコーポレーションがその完全子会社となることについて決議いたしました。
2022年9月1日（予定）	ピックルスコーポレーションが単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの沿革につきましては、ピックルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

3 【事業の内容】

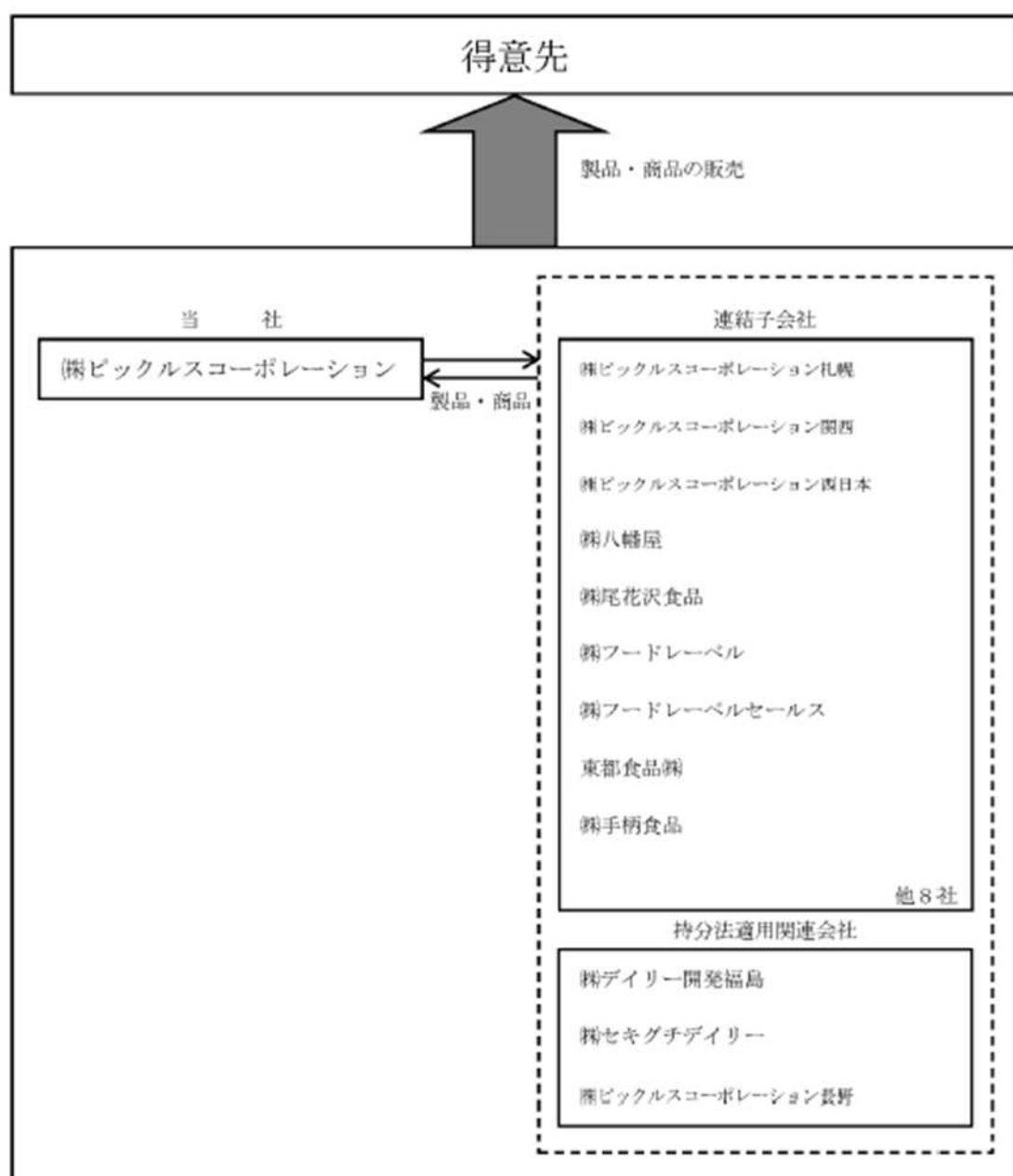
当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの2022年2月28日時点における主な事業の内容は以下のとおりであります。

ピックルスコーポレーショングループは、ピックルスコーポレーション、子会社17社及び関連会社3社により構成されており、浅漬・惣菜等の製造、販売及び漬物等の販売を主たる業務としております。

なお、ピックルスコーポレーショングループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

ピックルスコーポレーショングループにおけるピックルスコーポレーションと関係会社の当該事業に係る位置づけを事業系統図で示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションの2022年2月28日現在の従業員の状況は以下のとおりであります。なお、ピククルスコーポレーショングループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2022年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
308（673）	33.5	8.1	5,064

（注）1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションにおいて、労働組合は結成されておりましたが、労使関係は円満に維持しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、ピックルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）及び四半期報告書（2022年7月15日提出）をご参照ください。

2 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転によりピックルスコーポレーションの完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在におけるピックルスコーポレーションの事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定されます。ピックルスコーポレーションの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在においてピックルスコーポレーションが判断したものであります。

(1) 原材料の調達及び価格の変動について

当社グループは、主要製品の原材料である白菜、胡瓜等の国産野菜を、主に契約栽培による調達や、産地の分散を図る等、年間を通じた数量及び価格の安定に取り組んでおります。

しかしながら、原材料産地における多雨や日照不足のような異常気象等の影響により、国産野菜の生育不良や生育遅れが発生した場合には、必要な量の確保が困難になることによる販売機会の損失、仕入価格の高騰や歩留まりの悪化による製造コスト増加の可能性があります。当社グループでは、生産性の向上等による製造コストの削減や、国産野菜の調達可能量を考慮して可能な範囲で製品構成の調整を図る等による販売方法の見直し等により対策を行っておりますが、これらの対策で増加した製造コストを吸収できない場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

特に近年は地球温暖化等の影響により異常気象の発生頻度が増加し、また発生時の規模も拡大しており、国産野菜の生育状況に長期間かつ広域に渡り影響を及ぼす可能性が高くなりつつあります。国産野菜の仕入価格が高止まりする等、製造コストの増加が長期化した場合、利益率の低下が長期間に渡ることや、営業損失等に陥る可能性があること等から、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 食品の安全性の問題について

当社グループは、食品安全の規格である FSSC22000 及び JFS-B の活用やフードディフェンス等の取り組みにより、食品の安全性確保に努めております。

しかしながら、調達した原材料や製造工程において想定外の問題が発生した場合や、当社では対応できないような食の安全を脅かす社会全般にわたる問題が発生し当社グループが直接関係なくとも風評等によるイメージ低下の事態をもたらした場合には、消費者の購買意欲の低下等から当社グループ製品の売上減少につながり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制等の影響について

当社グループは、食品衛生法、製造物責任法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、不正競争防止法等の様々な法令の適用を受けており、これらの法令に対する遵守体制の構築に取り組んでおります。

しかしながら、現存する法的規制の強化や新たな規制がなされた場合には事業活動が制限される可能性や新たな設備投資等のコスト負担が必要となる可能性があり、また、法令違反を含むコンプライアンス上の問題が生じた場合にはその対応のための費用がかかることで利益率が低下することにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 設備投資について

当社グループは、市場動向や販売先の動向等を十分に検討した上で、全国への製品の供給体制を強化するため、新工場の設立や既存工場の生産設備の更新等を実施しております。

今後、必要な設備投資が計画通りに進まない場合又は想定しているような生産数量の規模拡大を図れない場合には、販売機会の損失や、減価償却費の負担による利益率の低下等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 固定資産の減損について

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。固定資産の取得にあたっては、その目的や意義について十分に検討した上で、決定しておりますが、今後、工場等の収益性や保有資産の市場価格が著しく低下したことにより回収が見込めなくなった場合、減損損失の計上を余儀なくされることにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規事業について

当社グループは、成長戦略のひとつとして、既存事業以外の分野における新規事業を検討・実施しており、これにより企業価値の向上と成長の加速を目指しております。

新規事業の実施に当たっては、事前に十分な調査及び検討を行っておりますが、事業環境の変化等、想定外の事態が発生し、計画どおりに業績が推移しないことなどにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 企業買収について

当社グループは、成長戦略のひとつとして、既存事業及び関連事業分野における企業買収を検討・実施しており、これにより企業価値の向上と成長の加速を目指しております。

企業買収の実施に当たっては、事前に十分な調査及び検討を行っておりますが、企業買収後における事業環境の変化等、想定外の事態が発生し、計画どおりに業績が推移しないことなどにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) のれんについて

当社グループは、企業買収に伴い発生したのれんを計上しております。当該のれんにつきましては、それぞれの事業価値及び事業統合によるシナジー効果が発揮された場合に得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えております。

企業買収の実施に当たっては、事前に十分な調査及び検討を行っておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られない場合、減損損失の計上を余儀なくされることにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定の得意先等への高い依存度について

当社グループの㈱セブン&アイ・ホールディングスグループ（同社及び同社の関係会社）への売上高の全体に対する割合は次のとおりであります。当社グループは、当該取引先との安定的な取引を確保できるように努めてまいります。

しかしながら、当該取引先の経営施策や取引方針等の変更によっては、売上に影響が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	前連結会計年度 (2021年2月期)		当連結会計年度 (2022年2月期)	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
㈱セブン－イレブン・ジャパン	7,955	17.3	7,741	17.2
㈱イトーヨーカ堂	2,397	5.2	2,277	5.1
その他㈱セブン&アイ・ホールディングスグループ	2,838	6.2	2,811	6.3
合計	13,191	28.7	12,831	28.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(10) 海外への生産委託について

当社グループは、一部製品について韓国等の海外の企業に対して生産委託を行い、日本国内で販売しております。

これらの国の情勢や委託先の製造技術や供給能力等について調査し、信頼できる委託先を選定するよう努めておりますが、不測の景気変動や政治的問題、食品の安全性に関する問題等が発生した場合や、新型コロナウイルス感染症等の感染症が流行した場合には、委託先の生産停止や、遅延等による販売機会損失や、製造・物流コストの上昇による利益率の低下につながることで、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競合会社について

食品業界においては、様々な競合会社が存在し、また、異業種からの新規参入等の潜在的な競合リスクも存在します。そのため、当社グループでは、全国ネットワークを活用した営業活動や、積極的な商品開発等に取り組み、競合会社との差別化を図っております。

しかしながら、商品開発やコスト削減等において競合会社への対応が遅れた場合、売上に影響が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 地震・台風等の自然災害について

当社グループは、日本全国に工場等の事業拠点を有しており、有事に備えて事業継続計画（BCP）を策定しております。

しかしながら、大規模な地震・台風等の自然災害の発生により事業拠点または近隣の社会インフラが甚大な被害を受けた場合や、当社グループの施設が破損するような被害を受けた場合、新型コロナウイルス感染症等の生命・健康に重大な影響を与える感染症が流行した場合には、仕入先からの調達の遅延・停止、当社工場における生産の遅延・停止、販売先の休業・営業時間変更や消費者行動の変化等による販売機会損失等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報システムについて

当社グループは、システムにより管理している生産・販売・会計・人事等の重要な情報の漏えいや改ざん等を防止するため、情報管理体制の徹底やシステム障害等に対する対策を講じております。

しかしながら、地震等の自然災害、長期間にわたる停電やコンピューターウイルスの感染等、想定を超える事象によりシステム障害等が発生した場合、生産の停止等による販売機会損失等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 業績の季節変動について

当社グループは、主要製品の販売動向や原材料の仕入価格等の影響により、相対的に第1四半期連結会計期間及び第2四半期連結会計期間に利益が偏重する傾向があります。四半期連結会計期間毎の売上高及び営業損益は次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年2月期）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高（百万円）	12,021	12,377	10,817	10,803
構成比（％）	26.1	26.9	23.5	23.5
営業利益（百万円）	913	875	505	417
構成比（％）	33.7	32.3	18.6	15.4

当連結会計年度（2022年2月期）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高（百万円）	12,067	12,355	10,496	10,086
構成比（％）	26.8	27.5	23.3	22.4
営業利益（百万円）	1,326	906	454	255
構成比（％）	45.1	30.8	15.4	8.7

（注）1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 構成比は各連結会計年度の売上高及び営業利益それぞれの合計を100.0%とした百分比であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）及び四半期報告書（2022年7月15日提出）をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経営上の重要な契約等については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）及び四半期報告書（2022年7月15日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーション及びグループ各社の研究開発活動については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの設備投資等の概要については、ピックルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの主要な設備の状況については、ピックルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの設備の新設、除却等の計画については、ピックルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2022年9月1日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定であります。

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,858,430	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当等に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,858,430	—	—

(注) ピックルスコーポレーションの発行済株式総数12,859,200株(2022年2月28日時点)に基づいて記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、ピックルスコーポレーションの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、ピックルスコーポレーションが保有しまたは今後新たに取得する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち、実務上消却が可能な範囲の株式については、本株式移転の効力発生に先立ち消却することを予定しているため、ピックルスコーポレーションが2月28日時点において保有する自己株式770株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

ピックルスコーポレーションが既に発行している、または発行予定の新株予約権は、本株式移転の効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。

当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

a. 株式会社ピクルスホールディングス第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年9月1日)
決議年月日	2015年6月23日
付与対象者の区分及び人数	ピクルスコーポレーションの取締役4名(注)1
新株予約権の数	46個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙3「株式会社ピクルスホールディングス 第1回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照下さい。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙3「株式会社ピクルスホールディングス 第1回新株予約権」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照下さい。
新株予約権の行使期間	2022年9月1日～2045年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙3「株式会社ピクルスホールディングス 第1回新株予約権」の「5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照下さい。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3「株式会社ピクルスホールディングス 第1回新株予約権」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」、「10. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3「株式会社ピクルスホールディングス 第1回新株予約権」の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

- (注) 1. 2022年2月28日時点におけるピクルスコーポレーション第1回新株予約権の付与対象者の区分及び人数、個数です。ピクルスコーポレーションが発行している新株予約権については、当社は、ピクルスコーポレーション第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該付与対象者の区分及び人数、個数は、本株式移転の効力発生日までにピクルスコーポレーション第1回新株予約権の行使等により変更の可能性があります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

b. 株式会社ピクルスホールディングス第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年9月1日)
決議年月日	2016年6月28日
付与対象者の区分及び人数	ピクルスコーポレーションの取締役4名(注)1
新株予約権の数	61個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙5「株式会社ピクルスホールディングス 第2回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照下さい。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙5「株式会社ピクルスホールディングス 第2回新株予約権」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照下さい。
新株予約権の行使期間	2022年9月1日～2046年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙5「株式会社ピクルスホールディングス 第2回新株予約権」の「5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照下さい。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙5「株式会社ピクルスホールディングス 第2回新株予約権」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」、「10. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙5「株式会社ピクルスホールディングス 第2回新株予約権」の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

- (注) 1. 2022年2月28日時点におけるピクルスコーポレーション第2回新株予約権の付与対象者の区分及び人数、個数です。ピクルスコーポレーションが発行している新株予約権については、当社は、ピクルスコーポレーション第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該付与対象者の区分及び人数、個数は、本株式移転の効力発生日までにピクルスコーポレーション第2回新株予約権の行使等により変更の可能性があります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

c. 株式会社ピクルスホールディングス第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年9月1日)
決議年月日	2017年6月27日
付与対象者の区分及び人数	ピクルスコーポレーションの取締役4名(注)1
新株予約権の数	82個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙7「株式会社ピクルスホールディングス 第3回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照下さい。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙7「株式会社ピクルスホールディングス 第3回新株予約権」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照下さい。
新株予約権の行使期間	2022年9月1日～2047年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙7「株式会社ピクルスホールディングス 第3回新株予約権」の「5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照下さい。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙7「株式会社ピクルスホールディングス 第3回新株予約権」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」、「10. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙7「株式会社ピクルスホールディングス 第3回新株予約権」の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

- (注) 1. 2022年2月28日時点におけるピクルスコーポレーション第3回新株予約権の付与対象者の区分及び人数、個数です。ピクルスコーポレーションが発行している新株予約権については、当社は、ピクルスコーポレーション第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該付与対象者の区分及び人数、個数は、本株式移転の効力発生日までにピクルスコーポレーション第3回新株予約権の行使等により変更の可能性があります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

d. 株式会社ピクルスホールディングス第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年9月1日)
決議年月日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数	ピクルスコーポレーションの取締役4名(注)1
新株予約権の数	96個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙9「株式会社ピクルスホールディングス 第4回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照下さい。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙9「株式会社ピクルスホールディングス 第4回新株予約権」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照下さい。
新株予約権の行使期間	2022年9月1日～2048年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙9「株式会社ピクルスホールディングス 第4回新株予約権」の「5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照下さい。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙9「株式会社ピクルスホールディングス 第4回新株予約権」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」、「10. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙9「株式会社ピクルスホールディングス 第4回新株予約権」の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

- (注) 1. 2022年2月28日時点におけるピクルスコーポレーション第4回新株予約権の付与対象者の区分及び人数、個数です。ピクルスコーポレーションが発行している新株予約権については、当社は、ピクルスコーポレーション第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該付与対象者の区分及び人数、個数は、本株式移転の効力発生日までにピクルスコーポレーション第4回新株予約権の行使等により変更の可能性があります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

e. 株式会社ピクルスホールディングス第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年9月1日)
決議年月日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数	ピクルスコーポレーションの取締役4名(注) 1
新株予約権の数	130個(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙11「株式会社ピクルスホールディングス 第5回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照下さい。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙11「株式会社ピクルスホールディングス 第5回新株予約権」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照下さい。
新株予約権の行使期間	2022年9月1日～2049年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙11「株式会社ピクルスホールディングス 第5回新株予約権」の「5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照下さい。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙11「株式会社ピクルスホールディングス 第5回新株予約権」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」、「10. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙11「株式会社ピクルスホールディングス 第5回新株予約権」の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

- (注) 1. 2022年2月28日時点におけるピクルスコーポレーション第5回新株予約権の付与対象者の区分及び人数、個数です。ピクルスコーポレーションが発行している新株予約権については、当社は、ピクルスコーポレーション第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該付与対象者の区分及び人数、個数は、本株式移転の効力発生日までにピクルスコーポレーション第5回新株予約権の行使等により変更の可能性があります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

f. 株式会社ピクルスホールディングス第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年9月1日)
決議年月日	2020年6月30日
付与対象者の区分及び人数	ピクルスコーポレーションの取締役5名(注)1
新株予約権の数	192個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙13「株式会社ピクルスホールディングス 第6回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照下さい。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙13「株式会社ピクルスホールディングス 第6回新株予約権」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照下さい。
新株予約権の行使期間	2022年9月1日～2050年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙13「株式会社ピクルスホールディングス 第6回新株予約権」の「5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照下さい。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙13「株式会社ピクルスホールディングス 第6回新株予約権」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」、「10. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙13「株式会社ピクルスホールディングス 第6回新株予約権」の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

- (注) 1. 2022年2月28日時点におけるピクルスコーポレーション第6回新株予約権の付与対象者の区分及び人数、個数です。ピクルスコーポレーションが発行している新株予約権については、当社は、ピクルスコーポレーション第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該付与対象者の区分及び人数、個数は、本株式移転の効力発生日までにピクルスコーポレーション第6回新株予約権の行使等により変更の可能性があります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

g. 株式会社ピクルスホールディングス第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年9月1日)
決議年月日	2021年6月29日
付与対象者の区分及び人数	ピクルスコーポレーションの取締役5名(注)1
新株予約権の数	321個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙15「株式会社ピクルスホールディングス 第7回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照下さい。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙15「株式会社ピクルスホールディングス 第7回新株予約権」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照下さい。
新株予約権の行使期間	2022年9月1日～2051年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙15「株式会社ピクルスホールディングス 第7回新株予約権」の「5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照下さい。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙15「株式会社ピクルスホールディングス 第7回新株予約権」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」、「10. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙15「株式会社ピクルスホールディングス 第7回新株予約権」の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

- (注) 1. 2022年2月28日時点におけるピクルスコーポレーション第7回新株予約権の付与対象者の区分及び人数、個数です。ピクルスコーポレーションが発行している新株予約権については、当社は、ピクルスコーポレーション第7回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該付与対象者の区分及び人数、個数は、本株式移転の効力発生日までにピクルスコーポレーション第7回新株予約権の行使等により変更の可能性があります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

h. 株式会社ピクルスホールディングス第8回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年9月1日)
決議年月日	2022年4月13日
付与対象者の区分及び人数	ピクルスコーポレーションの取締役5名(注)1
新株予約権の数	401個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙17「株式会社ピクルスホールディングス 第8回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照下さい。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙17「株式会社ピクルスホールディングス 第8回新株予約権」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照下さい。
新株予約権の行使期間	2022年9月1日～2052年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙17「株式会社ピクルスホールディングス 第8回新株予約権」の「5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照下さい。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙17「株式会社ピクルスホールディングス 第8回新株予約権」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」、「10. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙17「株式会社ピクルスホールディングス 第8回新株予約権」の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

- (注) 1. 2022年4月13日において決議したピクルスコーポレーション第8回新株予約権の付与対象者の区分及び人数、個数です。ピクルスコーポレーションが発行している新株予約権については、当社は、ピクルスコーポレーション第8回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該付与対象者の区分及び人数、個数は、本株式移転の効力発生日までにピクルスコーポレーション第8回新株予約権の行使等により変更の可能性があります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

2022年9月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万 円)	資本準備金残 高(百万円)
2022年9月1日	12,858,430	12,858,430	100	100	25	25

(注) ピックルスコーポレーションの発行済株式総数 12,859,200 株(2022年2月28日時点)に基づいて記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、ピックルスコーポレーションの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、ピックルスコーポレーションが保有したまたは今後新たに取得する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち、実務上消却が可能な範囲の株式については、本株式移転の効力発生に先立ち消却することを予定しているため、ピックルスコーポレーションが2月28日時点において保有する自己株式770株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(4)【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。なお、当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの2022年2月28日現在の所有者別状況は、以下のとおりであります。

2022年2月28日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	17	25	83	63	45	12, 135	12, 368	—
所有株式数（単元）	—	23, 040	1, 954	34, 153	15, 373	63	53, 961	128, 544	4, 800
所有株式数の割合（％）	—	17. 92	1. 52	26. 57	11. 96	0. 05	41. 98	100. 00	—

(注) 自己株式770株は、「個人その他」に7単元及び「単元未満株式の状況」に70株を含めて記載しております。

(5)【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの2022年2月28日時点でのデータに基づき、株式移転計画比率を勘案した当社の大株主の状況は、次のとおりであります。

2022年9月1日時点(予定)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
東海漬物株式会社	愛知県豊橋市駅前大通2-28	1,953	15.19

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	1,339	10.42
荻野 芳隆	東京都港区	483	3.76
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤 7-4-1	366	2.85
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8-8	280	2.18
ピクルスコーポレーション取引先持株 会	埼玉県所沢市東住吉 7-8	235	1.83
田島 弘幸	三重県四日市市	219	1.71
ビービーエイチ ファイデリティ ピュー リタン ファイデリティ シリーズ イン トリンシツク オポチュニティズ ファ ンド (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀 行)	245 SUMMER STREET BO STON, MA 02210 U. S. A. (東京都千代田区丸の内 2-7-1 決済 事業部)	200	1.56
株式会社武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-10-8	200	1.56
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サ ポートフオリオ) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀 行)	245 SUMMER STREET BO STON, MA 02210 U. S. A. (東京都千代田区丸の内 2-7-1 決済 事業部)	198	1.54
計	—	5,475	42.58

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの 2022 年 2 月 28 日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

2022 年 2 月 28 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 12,853,700	128,537	—
単元未満株式	普通株式 4,800	—	—
発行済株式総数	12,859,200	—	—
総株主の議決権	—	128,537	—

(注) 「単元未満株式」には、ピクルスコーポレーション所有の自己株式 70 株が含まれております。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転の効力発生日である 2022 年 9 月 1 日時点において、当社の自己株式を保有していません。なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの 2022 年 2 月 28 日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ピックルス コーポレーション	埼玉県所沢市東住吉7-8	700	—	700	0.01
計	—	700	—	700	0.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とする予定であります。

当社の剰余金の配当につきましては、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会とする予定であります。

内部留保資金につきましては、製品開発・研究体制の強化及び設備投資等に充当してまいります予定であります。

当社は、取締役会の決議により毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定であります。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会とする予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2022年9月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。なお、当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションのコーポレート・ガバナンスの状況については、ピックルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関し、本報告書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社が新設会社であるため、未定であります。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法律と社会倫理に基づいて行動し、経営方針を実現し、継続的な成長をするため、コーポレート・ガバナンスが経営の重要課題であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の内容

当社は、本報告書提出日現在においては未設立であるため、企業統治の体制の内容は未定であります。なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの企業統治の体制の内容は以下のとおりです。

ピクルスコーポレーションは監査役制度を採用しております。本報告書提出日現在、取締役会は取締役8名、監査役会は監査役4名で構成されております。

取締役会は毎月定期的に開催しており、経営に関する重要事項の意思決定のほか、担当業務の執行状況報告等を行っております。社外取締役の高い見識に基づく有用な意見等を意思決定に反映させるとともに業務執行の監督権限を強化し、取締役会の機能が十分に果たせるような環境を整備しております。また、経営環境の変化に対応すべく、随時、執行役員を含む関係各部門長等を招集し各種会議を開催しております。なお、取締役会は、代表取締役会長宮本雅弘が議長を務めており、その他の構成員は、代表取締役社長影山直司、専務取締役蓼沼茂、常務取締役三品徹、取締役宮腰建一郎、社外取締役萩野頼子、社外取締役田中徳兵衛及び社外取締役土居鋭一により構成されております。

監査役会は毎月定期的に開催しております。監査役は、取締役会等の会議出席、会社の業務監査や財産状況調査等を行っております。また、監査役に対し、正確な経営情報を迅速に提供する等、監査が効率的に実施される環境を整備しております。なお、監査役会は、常勤監査役西渉、社外監査役村木徹、社外監査役神崎幸雄及び社外監査役小高正裕により構成されております。

会計監査人は、監査法人日本橋事務所を選任しております。また、法令遵守の観点から外部の弁護士に依頼し、専門的なアドバイスを受けております。

また、ピクルスコーポレーションは、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の客観性及び透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会のメンバー構成は代表取締役会長、代表取締役社長及び独立社外取締役3名の合計5名であり、構成員の過半数を独立社外取締役が占めております。指名・報酬委員会の役割は、取締役の選任・解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項等の取締役会が必要と認めた事項について審議を行い、取締役会に答申することとしております。

なお、ピクルスコーポレーションは執行役員制度を導入し、取締役を兼務しない執行役員8名を選任しております。

ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションでは、監査役会設置会社となっております。社外監査役を含む監査役会による監査とともに、社外取締役による経営に対する監督がピクルスコーポレーションにとって適切であると判断し現在の体制を採用しております。

当社は、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションと同水準の企業統治体制を構築し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う体制と、実効性の高い監督体制の両立に努めていく予定であります。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションでは、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり決議しております。

当社は、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションと同水準の内部統制システムを整備し、業務の適正を確保していく予定であります。

a ピクルスコーポレーション及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ピクルスコーポレーションは、ピクルスコーポレーショングループの取締役及び使用人が職務を遂行していく上での指針・基準となる行動規範を定める。

ピクルスコーポレーションのコンプライアンス室は、コンプライアンスに関する社内規定を定め、ピクルスコーポレーショングループのコンプライアンス体制の構築、運用を行う。

ピクルスコーポレーションのコンプライアンス室は、内部通報制度に関する社内規定を定め、ピクルスコーポレーショングループにおける内部通報制度の構築、運用を行う。

b ピクルスコーポレーションの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ピクルスコーポレーションは、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規定に従い適切に保存及び管理を行う。

- c ピックルスコーポレーション及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 ピックルスコーポレーションの取締役は、ピックルスコーポレーショングループのリスク管理体制を構築する権限と責任を有することとする。
 ピックルスコーポレーションの取締役は、ピックルスコーポレーショングループのリスク管理体制の構築・運用状況を取締役会へ報告する。
- d ピックルスコーポレーション及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 ピックルスコーポレーショングループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務分掌規定、稟議規定等の社内規定の整備、運用を行う。
 ピックルスコーポレーションは毎月取締役会を開催し、経営に関する重要事項の意思決定のほか、担当業務の執行状況報告などを行う。
- e ピックルスコーポレーション及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 ピックルスコーポレーションの取締役が子会社の役員を必要に応じて兼務し、子会社の業務運営状況の把握、改善を行う。
 ピックルスコーポレーションの総務部は、子会社管理に関する規定を定め、子会社からピックルスコーポレーションへの業務運営状況の報告手続を含む子会社管理体制の構築、運用を行う。
 ピックルスコーポレーションの経理財務部は、社内規定を定め、グループ間取引の公正性を保持する体制の構築、運用を行う。
- f ピックルスコーポレーションの監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 ピックルスコーポレーションの監査役会が、職務執行を補助する使用人を置くことを求めた場合は、その求めに応じ、監査役会事務局を任命する。
- g 補助使用人のピックルスコーポレーションの取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 監査役会事務局の使用人のピックルスコーポレーションの取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の同意を得る。
 監査役会事務局の使用人は、ピックルスコーポレーションの監査役の指揮命令に従う。
- h ピックルスコーポレーションの監査役への報告に関する体制
 ピックルスコーポレーションの取締役は、ピックルスコーポレーショングループにおける経営に大きな影響を及ぼす重要な事項の報告をピックルスコーポレーションの監査役に行う。また、ピックルスコーポレーションの取締役及び使用人は、ピックルスコーポレーションの監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に報告を行う。
 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- i ピックルスコーポレーションの監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 ピックルスコーポレーションの監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- j その他ピックルスコーポレーションの監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 ピックルスコーポレーションの監査役の監査が効果的に行われるように、監査室は監査役との連携を図る。
- k 財務報告の信頼性を確保するための体制
 財務報告の適正性を確保するため、規定等の整備、役員及び従業員等の役割・責任の明確化及び教育等を行い、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- l 反社会的勢力を排除するための体制
 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で対応する。その基本的な考えを行動規範に定める。また、警察、弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力による不当な要求の排除に備える。

ロ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役が十分に能力を発揮し期待される役割を果たしていただくため、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定める予定であります。

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第 427 条第 1 項に基づき、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。

なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ハ 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役並びに当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担いたしません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる争訟費用及び第三者に対する賠償金などの損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性を損なわれないようにするため、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

ニ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定める予定であります。

ホ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票にはよらない旨定款で定める予定であります。

ヘ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ト 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等による自己の株式を取得できる旨定款に定める予定であります。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

チ 中間配当

当社は、機動的な配当政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定める予定であります。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2022年9月1日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性11名 女性1名(役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するビ ックルスコー ポレーション の株式数 (2)割り当てら れる当社の株 式数
代表取締役	宮 本 雅 弘	1962年3月29日生	1984年4月 東海漬物製造株式会社入社 1990年12月 ビックルスコーポレーション出向 1998年3月 ビックルスコーポレーション千葉工場長 1999年2月 ビックルスコーポレーション転籍 2002年1月 ビックルスコーポレーション製造管理部長 2002年5月 ビックルスコーポレーション取締役就任 製 造管理部長 2005年1月 ビックルスコーポレーション製造管理部長兼 開発室長 2005年5月 ビックルスコーポレーション常務取締役就任 製造管理部長兼開発室長 2007年2月 ビックルスコーポレーション営業本部長兼開 発室長 2011年5月 株式会社ビックルスコーポレーション札幌代 表取締役社長就任 2013年5月 ビックルスコーポレーション代表取締役社長 就任 2016年3月 株式会社フードレーベル代表取締役就任 (現 任) 2016年5月 株式会社ビックルスコーポレーション関西代 表取締役就任 (現任) 2017年4月 株式会社ビックルスコーポレーション西日本 代表取締役就任 (現任) 2017年9月 株式会社フードレーベルセールス代表取締役 就任 (現任) 2017年12月 株式会社手柄食品代表取締役就任 (現任) 2020年5月 株式会社ビックルスコーポレーション札幌代 表取締役就任 (現任) 2022年5月 ビックルスコーポレーション代表取締役会長 就任 (現任)	(注) 3	(1)71,700株 (2)71,700株
代表取締役	影 山 直 司	1959年9月19日生	1983年4月 東海漬物製造株式会社入社 1984年11月 ビックルスコーポレーション出向 1992年6月 ビックルスコーポレーション技術・品質管理 室長 1992年2月 ビックルスコーポレーション転籍 1999年4月 ビックルスコーポレーション製品開発課長 1999年5月 ビックルスコーポレーション取締役就任 製 品開発課長 2000年6月 ビックルスコーポレーション営業部長 2001年5月 ビックルスコーポレーション常務取締役就任 営業部長 2002年6月 ビックルスコーポレーション営業本部長 2007年2月 ビックルスコーポレーション製造管理部長 2020年5月 ビックルスコーポレーション代表取締役専務 就任 2020年5月 株式会社八幡屋代表取締役社長就任 (現任) 2021年5月 ビックルスコーポレーション代表取締役副社 長就任 2022年5月 ビックルスコーポレーション代表取締役社長 就任 (現任)	(注) 3	(1)115,020株 (2)115,020株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するピ ックルスコー ポレーション の株式数 (2)割り当てら れる当社の株 式数
取締役	蓼 沼 茂	1955年1月12日生	1990年12月 飛栄ファイナンス・サービス株式会社入社 1998年4月 ピックルスコーポレーション入社 1999年8月 ピックルスコーポレーション総務部長 2001年5月 ピックルスコーポレーション取締役就任 総 務部長 2013年5月 ピックルスコーポレーション常務取締役就任 総務部長 2021年5月 ピックルスコーポレーション専務取締役就任 総務部長（現任）	(注) 3	(1)56,300株 (2)56,300株
取締役	三 品 徹	1962年8月28日生	1986年4月 株式会社地産入社 2001年8月 ピックルスコーポレーション入社 2007年4月 ピックルスコーポレーション経理部長兼財務 部長 2011年5月 ピックルスコーポレーション取締役就任 経 理部長兼財務部長 2016年2月 ピックルスコーポレーション経理財務部長 2021年5月 ピックルスコーポレーション常務取締役就任 経理財務部長（現任）	(注) 3	(1)13,400株 (2)13,400株
取締役	宮 腰 建一郎	1964年5月10日生	1987年4月 東海漬物製造株式会社入社 1987年9月 ピックルスコーポレーション出向 1999年2月 ピックルスコーポレーション転籍 2002年1月 ピックルスコーポレーション製造管理部開発 課長 2016年4月 ピックルスコーポレーション営業部次長 2020年1月 ピックルスコーポレーション開発室長 2020年5月 ピックルスコーポレーション取締役就任 開 発室長 2021年10月 ピックルスコーポレーション取締役 商品開 発部長（現任）	(注) 3	(1)21,700株 (2)21,700株
取締役	萩 野 頼 子	1942年8月20日生	1990年6月 コスモ工機株式会社取締役就任 1996年5月 株式会社飯能製作所取締役就任 2002年12月 宗教法人能仁寺責任役員（現任） 2005年5月 株式会社飯能製作所代表取締役社長就任（現 任） 2015年5月 ピックルスコーポレーション取締役就任（現 任） 2016年2月 宗教法人能仁寺代表役員代務者	(注) 3	(1)4,000株 (2)4,000株
取締役	田 中 徳兵衛	1952年4月20日生	1979年4月 セントラル自動車技研株式会社入社 1986年4月 同社取締役副社長就任 1997年2月 同社代表取締役社長就任（現任） 2020年5月 ピックルスコーポレーション取締役就任（現 任）	(注) 3	(1)200株 (2)200株
取締役	土 居 鋭 一	1954年8月2日生	1977年4月 イワキ株式会社入社 1986年4月 カネボウ食品株式会社入社 1989年10月 協和発酵工業株式会社入社 2000年4月 協和食品（香港）有限公司総経理 2005年4月 協和発酵フーズ株式会社大阪支社長 2006年2月 同社調味料事業部長 2008年4月 ハチ食品株式会社出向 2008年6月 同社取締役営業部長 2010年6月 同社転籍常務取締役 2012年6月 同社専務取締役 2013年6月 同社代表取締役社長 2019年7月 上海上海哈奇食品有限公司董事長 2021年5月 ピックルスコーポレーション取締役就任（現 任）	(注) 3	(1)200株 (2)200株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するビ ックルスコー ポレーション の株式数 (2)割り当てら れる当社の株 式数
常勤監査役	西 渉	1955年10月30日生	1974年4月 ハウス食品株式会社入社 1994年4月 株式会社デリカシェフ出向 2016年1月 ビックルスコーポレーション顧問 2019年5月 ビックルスコーポレーション常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	(1) 一株 (2) 一株
監査役	村 木 徹	1958年4月12日生	1981年4月 株式会社埼玉銀行入行 2007年6月 株式会社埼玉りそな銀行執行役員 オペレーシ ョン改革部担当兼オペレーション改革部長兼 オペレーション改革部業務サポート室長就任 2009年6月 同行取締役兼常務執行役員 コンプライアンス 統括部担当兼リスク統括部担当兼融資企画部 担当就任 2011年6月 同行専務執行役員 埼玉西地域本部営業本部長 就任 2013年4月 同行執行役員 オペレーション改革部副担当就 任 2013年4月 株式会社りそな銀行専務執行役員 オペレーシ ョン改革部担当兼システム部担当就任 2013年4月 株式会社りそなホールディングス執行役 オペ レーション改革部担当兼IT企画部担当就任 2015年4月 ジェイアンドエス保険サービス株式会社代表 取締役社長就任 2017年4月 りそなビジネスサービス株式会社代表取締役 社長就任 2020年4月 同社顧問 2020年5月 ビックルスコーポレーション監査役就任(現 任) 2020年6月 サイボー株式会社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	(1) 一株 (2) 一株
監査役	神 崎 幸 雄	1943年11月4日生	1968年3月 東京大学消費生活協同組合入職 1972年5月 東京大学消費生活協同組合常務理事就任 1975年4月 生活協同組合都民生協(現 生活協同組合コー プみらい)移籍 1978年4月 生活協同組合さいたまコープ(現 生活協同組 合コープみらい)移籍 1989年6月 生活協同組合さいたまコープ(現 生活協同組 合コープみらい)常務理事就任 1994年6月 生活協同組合連合会コープネット事業連合(現 コープデリ生活協同組合連合会)専務理事就任 2000年6月 生活協同組合連合会コープネット事業連合(現 コープデリ生活協同組合連合会)理事長就任 2007年6月 生活協同組合コープにいがた理事就任 2019年6月 生活協同組合コープにいがた顧問(現任) 2020年5月 ビックルスコーポレーション監査役就任(現 任)	(注) 4	(1) 一株 (2) 一株
監査役	小 高 正 裕	1961年4月20日生	1986年10月 サンワ・等松青木監査法人(現 有限責任監査 法人トーマツ)入所 1990年3月 公認会計士登録、税理士登録、小高正裕公認 会計士事務所開業(現任) 株式会社セルシス監査役(現任) 2012年4月 アートスパークホールディングス株式会社社 外監査役(現任) 2021年5月 ビックルスコーポレーション監査役就任(現 任)	(注) 4	(1) 一株 (2) 一株
計					(1) 282,520株 (2) 282,520株

- (注) 1 取締役萩野頼子、田中徳兵衛及び土居鋭一は、社外取締役であります。
- 2 監査役村木徹、神崎幸雄及び小高正裕は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、定款において選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会
終結の時までと定める予定であります。
- 4 監査役の任期は、定款において選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会
終結の時までと定める予定であります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名の予定であります。

社外取締役及び社外監査役との間に人的関係及び取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。資本的關係（当社の社外取締役による当社株式の保有状況）については「役員の状況 ①役員一覧」の「(2) 割当てられる当社の株式数」の欄に記載のとおりであります。なお、社外取締役萩野頼子、社外取締役田中徳兵衛、社外取締役土居鋭一、社外監査役村木徹、社外監査役神崎幸雄及び社外監査役小高正裕を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準を踏まえた当社独自の独立性判断基準に基づき、社外取締役及び社外監査役の候補者を選定しております。

社外取締役の高い見識に基づく有用な意見等を意思決定に反映させるとともに業務執行の監督権限を強化し、取締役会の機能が十分に果たせるような環境を整備しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役には社外役員として当社の取締役に對し忌憚のない意見を述べていただき、取締役会の活性化に繋がることを期待して選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会より、内部監査、監査役監査及び会計監査の概要と結果並びに内部統制の整備・運用状況の報告を受ける予定であります。なお、社外監査役は監査法人より監査計画と結果の報告を受けるとともに、情報交換、意見交換を行う等により、相互連携を図ってまいります。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの監査役監査の状況は、以下のとおりであります。

監査役会は監査役4名（うち、社外監査役3名）で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査などを通じて、取締役の職務執行状況などを監査しております。

なお、社外監査役小高正裕は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度においてピックルスコーポレーションは監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
西 渉	13回	13回（100%）
村木 徹	13回	12回（92%）
神崎 幸雄	13回	13回（100%）
小高 正裕	10回	10回（100%）
磯部 真一	3回	3回（100%）

（注）小高正裕の開催回数及び出席回数は2021年5月28日就任以降に開催された監査役会を対象とし、磯部真一の開催回数及び出席回数は2021年5月28日退任以前に開催された監査役会を対象としております。

監査役会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画の承認、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査報告書の作成、会計監査人の監査報酬の額への同意、会計監査人の解任又は不再任の決定、株主総会議案内容の検討などであります。

常勤監査役は、取締役会や工場長会議、販売会議などの重要な会議への出席、重要書類の閲覧、各部門への往査などの調査を行い、監査役会にて各監査役に定期的に報告しております。

各監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行状況などについての報告を受け、必要に応じて意見を述べております。また、代表取締役や監査室との意見交換を実施するとともに、会計監査人から監査の方法及び結果の報告を受けております。

② 内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションの内部監査の状況は、以下のとおりであります。

内部監査は、監査室（１名）を設置し、社内規定に基づき、各部門に対して業務監査、内部統制に関する監査等を実施しております。監査室は、監査役と定期的な連絡会を開催し、内部監査の結果等について情報共有を行うと共に、必要に応じて、監査役と連携し監査を行っております。また、会計監査人と必要に応じて、情報交換等を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、監査法人日本橋事務所を、当社の会計監査人として選任する予定であります。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、ピックルスコーポレーションに準じ、今後策定する予定であります。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については、取締役については取締役会にて決定し、監査役については、監査役の協議により決定するものとする予定であります。

当社の役員の報酬等は、基本報酬、賞与及びストックオプションで構成される予定であります。

なお、当社の設立の日から2023年2月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、2022年5月26日に開催されたピックルスコーポレーションの定時株主総会にて承認され、取締役については年額250百万円以内とし、監査役については年額60百万円以内となります。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項の詳細につきましては、ピックルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照下さい。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピックルスコーポレーションは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「純投資目的」とは専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合をいい、「純投資目的以外の目的」とは相手企業との関係、提携強化を図る等、当社グループの中長期的な発展に必要と認められる場合の投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションは、純投資目的以外の目的である投資株式について、中長期的な視点で、取引関係の維持・強化などの合理的な目的であることを、年1回、取締役会において検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションの2022年2月28日時点における株式の保有状況は以下のとおりであります。

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	2	0
非上場株式以外の株式	7	247

(2022年2月期において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	4	6	取引先持株会を通じた株式の取得

(2022年2月期において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションの2022年2月28日時点において、以下のとおり特定投資株式を保有し、貸借対照表に計上しております。

特定投資株式

銘柄	2022年2月28日	2021年2月28日	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社セブン& アイ・ホールディ ングス	27,074	26,496	ピククルスコーポレーションの製品・商品の販売先としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難であります。同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により株式数が増加しております。	無 (注)
	151	106		
株式会社りそなホ ールディングス	103,000	103,000	取引金融機関としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難であります。同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。	無 (注)
	53	44		
株式会社いなげや	15,368	14,368	ピククルスコーポレーションの製品・商品の販売先としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難であります。同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により株式数が増加しております。	無
	22	23		
野村ホールディ ングス株式会社	20,000	20,000	取引金融機関としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難であります。同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。	無 (注)
	10	12		
イオン株式会社	1,761	1,534	ピククルスコーポレーションの製品・商品の販売先としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難であります。同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により株式数が増加しております。	無
	4	4		
アルビス株式会社	1,765	1,221	ピククルスコーポレーションの製品・商品の販売先としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難であります。同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により株式数が増加しております。	無
	3	2		

株式会社みずほフィナンシャルグループ	1,000	1,000	取引金融機関としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難ですが、同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。	無
	1	1		

(注) 保有先企業はピクルスコーポレーションの株式を保有していませんが、同社子会社がピクルスコーポレーションの株式を保有しています。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第 5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2022 年 5 月 26 日提出）及び四半期報告書（2022 年 7 月 15 日提出）をご参照ください。

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	3月1日から2月末日まで（ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から2023年2月28日までとする予定であります。）
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載アドレス 未定
株主に対する特典	ピククルスコーポレーションと同様の株主に対する特典を設ける予定であります。

（注） 当社は定款により、単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定める予定であります。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は株式移転計画に係る取締役会決議日（2022年4月13日）から本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類

2022年5月9日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書（組織再編成）及びその添付書類

2022年5月9日関東財務局長に提出

(3) 訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）及びその添付書類

2022年5月31日関東財務局長に提出

2022年6月17日関東財務局長に提出

(4) 訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成）の訂正届出書）及びその添付書類

2022年5月31日関東財務局長に提出

2022年6月17日関東財務局長に提出

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定のピクルスコーポレーションが、最近事業年度の開始日から本報告書提出までの間に提出した、有価証券報告書及び添付書類、四半期報告書又は半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下の通りです。

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第46期（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）2022年5月26日関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第47期第1四半期（自 2022年3月1日 至 2022年5月31日）2022年7月15日関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2022年8月1日）までに以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を2022年5月31日に関東財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ピクルスコーポレーション 本店

（埼玉県所沢市東住吉7番8号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【上場申請会社の特別情報】

第 1 【上場申請会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第 2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。